

5 文科教第 3 6 6 号  
令和 5 年 6 月 5 日

一般社団法人四十万未来研究所  
代表理事 四十万 靖 殿

文部科学省総合教育政策局長  
藤 江 陽 子  
(公印省略)

令和 5 年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」について (通知)

標記について、貴法人から提出された令和 5 年度の事業計画書の内容が「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」実施委託要項等に基づき、適切であると認められましたので、下記のとおり事業を委託します。

事業の実施に当たっては、当該実施委託要項、要領及び委託契約書等、並びに下記の事項に留意の上、遺漏のないようお願いします。

記

- 1 委託する事業は、令和 5 年 4 月 2 1 日付けで提出のあった事業計画書のとおりとする。
- 2 委託経費は、  
とする。
- 3 委託事業の経費及びその各費目への配分額は、事業計画書のとおりとし、変更又は各費目への配分額を流用しようとするときは、文部科学省の承諾を受けるものとする。ただし、増減する額が委託事業に要する経費の総額の 2 0 % を超えない場合はこの限りではない。
- 4 本事業の委託期間は、委託契約締結日から令和 6 年 3 月 1 日までとする。
- 5 実績報告書、委託事業完了 (廃止) 報告書及び成果物を完了の日又は廃止の承認の日から 1 0 日を経過した日、又は契約満了日のいずれか早い日までに文部科学省総合教育政策局長宛てに提出すること。
- 6 別添委託契約書 2 通にそれぞれ記名・押印をし、文部科学省専修学校教育振興室宛てに提出すること。支出負担行為担当官は、提出された委託契約書に記名・押印し、1 通を貴法人に送付することとする。

(担当)

専修学校教育振興室専修学校第二係

電話番号：0 3 - 6 7 3 4 - 3 4 6 8 (直通)

E-mail：senshu-itaku2@mext.go.jp